

別紙様式第2（第31条関係）（平13内府財令1・追加、平15内府財令5・平18内府財令5・平18
内府財令6・平19内府財令5・平26内府財令3・一部改正）

負担金計算書

年度

（金融機関名）

科 目	金 額
I 負債額	千円
II 除かれる負債 1 信用金庫法施行規則第74条第2項第1号、 労働金庫法施行規則第57条第2項第1号、協 同組合による金融事業に関する法律施行規則 第37条第2項第1号及び会社計算規則第6条 第2項第1号の規定に基づき計上された引当 金（債務性のない負債性引当金に限る。） （内訳） 2 金融商品取引責任準備金 3 繰延税金負債 4 再評価に係る繰延税金負債	千円
III 基準負債額（I－II）	千円
IV 負担金（III×負担率）	円

（備考）

- Iの負債額は、銀行法施行規則第19条第1項、長期信用銀行法施行規則第18条第1項、信用金庫法施行規則第131条第1項、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第1項、労働金庫法施行規則第113条第1項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第82条第1項に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。
- IIの1から4は、第32条第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
- IIの1については、その内訳を記載する。
- I及びIIの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。
- 負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。

担当部課名

（電話番号）

担当者名

（FAX番号）